

(仮訳)

日本国経済産業省とポーランド共和国気候環境省との水素技術開発分野における協力覚書

## 1. 協力覚書の当事者

1.1 この協力覚書（以下、「MoC」と表記）は、日本国経済産業省及びポーランド共和国気候環境省（以下、個別に「当事者」、総称して「両当事者」）の間で締結される。

## 2. 背景

2.1 今後数十年の間に、世界は低炭素経済へのエネルギー転換を行い、化石燃料への依存を大幅に低減させることが期待されている。

2.2 両当事者は、両国のエネルギー転換の推進を支援する強固な協力関係を構築することに、共通の利益を有している。

2.3 両当事者は、化石燃料由来の水素製造における重要な経験、科学的基盤及び運用中のパイロットプロジェクトを有しており、中長期的には、大規模な低炭素及び再生可能な水素製造につながる可能性があり、気候中立性達成のための水素バリューチェーンの主要構成要素の製造及びその適用における強力な国家的能力を開発することが可能である。

2.4 本 MoC は、日本とポーランド共和国の間で培われた関係に基づいて構築される。

## 3. 目的及び範囲

3.1 本 MoC の目的は、持続可能で安価な水素サプライチェーンの開発に関する参加者の協力を支援することであり、このサプライチェーンの主要要素として、再生可能で低炭素の水素の生産が含まれる。

3.2 本 MoC は、両当事者間の協力プログラムに関する詳細な提案がなされ得る枠組みを提供する。

3.3 両当事者は、必要に応じて、両当事者のそれぞれの能力分野におけるそれぞれの政府、産業及び研究機関の間の連携及び協力の推進を奨励し、促進するよう努めるものとする。

## 4. アプローチ

4.1 本 MoC の目的を追求するため、両当事者は、専門家、知識、経験の交換及び関連する支援プログラムの作成を奨励する。上記の行動の目的は、特に次のとおりである。

1) 政府関係者、科学団体、学術機関の間の人的交流及び水素産業創出のための水素政策に関する情報交換の促進。

2) 再生可能で低炭素な水素製造技術開発への協力。

- 3) 水素を他の燃料やエネルギーキャリアと競争できるようにするための、中長期的なコスト削減プログラム作成に関する協力。
- 4) 水素の国際的なサプライチェーン構築のための協力。
- 5) 水素技術利用政策を世界に普及させるイニシアティブへの協力。
- 6) 水素の需要と供給を拡大するための規制・規格の調整とその調和のための情報交換とベストプラクティスの共有に関する協力。
- 7) エネルギー、熱供給及び輸送部門における水素技術、産業の脱炭素化を支援するための水素利用、並びに水素の流通及び貯蔵の実施に関する協力。
- 8) エネルギー、熱供給、輸送及び産業における電解槽及び水素燃料電池の製造及び配備における協力。
- 9) 安全で持続可能な製造、供給、貯蔵及びインフラ運用を可能にするための、水素の安全性に関する情報の共有。
- 10) 両当事者が確認し得るその他の分野。

## 5. 副次的事項

- 5.1 この MoC は、国際法の下で、両当事者にいかなる法的、契約的及び財政的権利又は義務も生じさせない。
- 5.2 本 MoC は、両当事者の個別又は共同作業のための資金を提供するものではない。そのような資金提供には、別途の取り決めが必要である。
- 5.3 本 MoC に基づく協力は、両当事者による署名の日付をもって開始される。本 MoC は、両当事者が相互に決定するところに従い、書面により変更することができる。
- 5.4 本 MoC は 5 年間存続する。本 MoC はその後 5 年ごとに自動的に延長されるが、本 MoC の現行期間が終了する 3 ヶ月前までに、一方の当事者が他方の当事者に対して延長を希望しない旨を書面で通知した場合は、この限りではない。

両当事者は、本 MoC を英語の原本 2 部に署名し、そのうちの 1 部を各当事者が受け取る。